

横浜市資産指令第283号
平成21年9月1日

許可番号 第05600000015号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県川越市大字下赤坂627番地7

氏名 株式会社 遠藤商会
代表取締役 遠藤 孝一 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

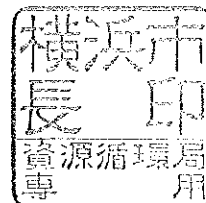
横浜市長 林 文子

許可の年月日

平成21年9月1日

許可の有効年月日

平成26年8月31日



1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬 (積替及び保管を除く)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む) 以上14種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限る。)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年9月1日 新規許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。